

令和7年8月27日

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者各位

川口市上下水道事業管理者
(公 印 省 略)

給水装置工事事前打合せ書について(通知)

平素、川口市水道事業につきましては、多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、給水装置工事申込に関する確認事項について、下記のとおり通知します。

記

○給水装置工事事前打合せ書（以下「事前打合せ書」という。）について

令和7年1月21日付で送付いたしました通知文に記載のとおり、令和7年10月1日から事前打合せ書の様式が改訂されます。つきましては、改訂後の様式への対応をお願い申し上げます。

○事前打合せの運用方法について

事前打合せ書の変更に伴い、運用方法を下記のとおり、変更いたします。

現在：事前打合せ書および添付資料を持参すれば、事前打合せ番号が取得できる。

今後：事前打合せ書、添付資料および給水装置工事申込書兼設計審査・しゅん工検査申込書（以下「台帳」という。）を持参すれば、事前打合せ番号が取得できる。

○事前打合せ書および台帳に関する注意事項について

今回の変更点ではございませんが、事前打合せ書および台帳につきましては、必ずご記載のうえご持参いただきますようお願い申し上げます。また、記載がない場合には、事前打合せ番号を取得できない可能性がございますので、あらかじめご承知おきください。

【問い合わせ先】 上水道維持課 審査係